

納税など



1 税金を納める時期

申告の方法・計算の期間

所得税、相続税、贈与税、消費税などは、自分で税額を計算して申告することとなっています。

相続税以外は、その年の1月から12月までの1年（暦年といいます）を単位として計算します。

申告と納税の期限

所得税	翌年2月16日～3月15日
消費税	◇ 2月16日～3月31日
贈与税	◇ 2月1日～3月15日
相続税	相続開始の日の翌日から10か月以内 (注) P 22 参照

- ※ 還付申告は、翌年1月1日から行えます。
- ※ 死亡した人の所得税は、相続人が相続開始の日の翌日から4か月以内に申告と納税をします。
- ※ 所得税・消費税・住民税等の納付には振替納税（預金口座から自動振替）の制度があります。

……申告をしないでいると……

申告をしなければならない人が申告をしないでいると、無申告加算税がかかります。

無申告加算税は、

- ① 調査等により無申告が明らかになった場合
納めるべき税額のうち50万円以下の部分について15%、50万円超の部分について20%です。
- ② 自主的な期限後申告の場合
納めるべき税額の5%です。

申告は正しくお早めに……が安心です。

税理士がお手伝いいたします。

ひとくちメモ

税金の納付が遅れると、遅れた日数が2か月以内については年利4.7%、2か月を超えた日数については年利14.6%の割合で延滞税がかかります。

電子申告・納税

「電子申告・納税システム (e-Tax)」を利用して、申告・納税ができます。自宅にしながらインターネットを利用して申告、納税する方法です。

e-Tax利用手続の流れ

① 事前準備

- ・ 市区町村役場で電子証明書を取得する。
(手数料がかかります)
- ・ ICカードリーダーを購入

② 開始届出書(オンライン)

- ・ 開始届出書を税務署へ提出
- ・ 利用者識別番号を取得

③ 初期登録(オンライン)

- ・ e-Taxホームページから、電子証明書等を登録

④ 申告書の作成・送信

- ・ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成
- ・ 電子署名を付して送信



2 税金を誤って納めていたとき

申告期限が過ぎてから申告の間違いに気づいたら、次の方法で訂正します。

税額を過大に申告していたとき

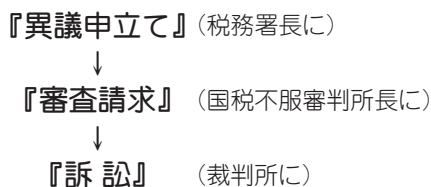
「更正の請求」をして納めすぎた税金の還付を受けます。税務署に「更正の請求書」がありますから、その用紙に訂正事項を記載して提出します。更正の請求ができるのは原則として申告期限後1年以内です。

税額を過少に申告していたとき

「修正申告」をして不足していた税額を納税します。税務署に「修正申告書」の用紙がありますから、その用紙に正しい金額を記載して提出します。新たに納めることになった金額は修正申告をする日に納税します。自主的に修正申告をした場合には、過少申告加算税はかかりません。

3 税務署の処分に不服があるとき

税務署に申告した所得や税額が過少であったり、申告をしなければならない人が申告をしない場合には、税務署長は調査をして「更正」や「決定」をします。それらの処分に不服があるときには、次のような方法があります。



- 税務署長の更正、決定や差押えなどの処分に不服があるときはまず、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に『異議申立て』を
- 税務署長の決定になお不服がある場合には、「異議決定書」を受けた日の翌日から1か月以内に『審査請求』を
- さらに不服がある場合には審査請求に対する「裁決書」を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に『訴訟』の提起を

4 税務署から「お尋ね」の書類がきたとき

不動産や株式の名義変更や、財産（土地・建物・株式等）を売買したとき、贈与を受けたとき、親族が亡くなったときなどに、税務署から「お尋ね」の書類が送られてくることがあります。これは、税務署がその内容について申告する必要があるかどうかを知るための資料です。これらのお尋ねの内容について、税理士に相談される場合には、自ら税務署に足を運ぶ必要はありません。



正確に記入するために

資金の「出どころ」や「使いみち」をはっきりさせるために、解約済や使用済の預金通帳、定期預金などの利息計算書、株の売買明細書、借用書、領収書などを大切に保管しておきましょう。

記入に当たっては「事実を正確に」を心がけましょう。

【税理士の資格のない人は税理士の仕事はできません】

税理士は、税理士の資格のある人が、税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に入会することとなっています。

したがって、この入会手续をしていない人は税理士業務はできません。資格のない人が税理士業務を行えば、法律で罰せられます。また、資格のない人は、不当な報酬を請求したり、納税者に思わぬ損害を与えたりすることがありますので、十分にご注意ください。

税理士のごことについては、お近くの税理士会にお問い合わせください。正規の税理士は、税理士証票を持ち、バッジをつけています。



税理士バッジ